

12月3日～9日は障害者週間です

# 誰もが暮らしやすいまちにするために わたしたちにできること

近年、障がいのある人の生活を社会や地域で支えていこうという取り組みが始まっています。しかし、障がいに関する理解が十分でないことから、障がいのある人に対する差別や偏見が存在していることも事実です。障がいや、障がいのある人に対する理解を深めましょう。

障がいのある人は町内にどれくらいいる？

町内には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が約1600人暮らしています。

これは町の人口の約6パーセントに相当します。(令和4年10月末時点)

このほかに、発達障がいや難病などにより、手帳を持っていないけれども何らかの「生きづらさ」を抱えて生活している人がいます。

障がいのある人に対する差別とは

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を目指し、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、**不当な差別的取り扱いをすること、合理的配慮をしないことが差別だ**としています。

不当な差別的取り扱いとは、障がいがあるという理由だけでスポーツクラブに入れない、アパートを貸してもらえない、車いすだから店に入れないことなどです。これらは、障がいのない人とは違う扱いを受けているので、不当な差別的取り扱いといえます。

合理的配慮をしないこととは、聴覚障がいのある人に声だけで話す、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障がいのある人に分かりやすく説明しないことなどです。これらは、障がいのない人にはきちんと情報を伝えてあるのに、障がいのある人には情報を伝えていないこととなります。

## 障がいを理解し、一人ひとりに合ったサポートを

### 聴覚・言語障がいのある人

聴覚障がいのある人との会話には、手話、指文字、筆談、口話、読話や身振り手振り、図やイラストを使うなどの工夫をしましょう。

人によってコミュニケーション方法が異なるので、どのような方法が良いか、本人の意向を確認しましょう。



### 知的障がい・精神障がいのある人

同じことを繰り返し尋ねたり、理解するのに時間がかかったりする人もいます。簡単なメモを渡したり、図やイラストで伝えたりするなどの工夫をしましょう。



### 視覚障がいのある人

「あちら」「これ」などの指示語では「どこか」「何か」が分かりません。

場所は「30cm右」「2歩前」、物は「〇〇くらい大きさ」など、具体的に説明しましょう。また、誘導を頼まれたときは服をつかんでもらい、半歩前を歩きましょう。



### 車いすの人

段差や狭い通路で困っていたら、声を掛けて手伝いましょう。

また、車いすの人と話をするときは立ったままだと威圧的な印象を受け取られてしまいます。できるだけ同じ目線で会話をするようにしましょう。



障がいの特性や程度、性別年齢などにより求められることは一人ひとり違います。困っている様子を見かけたり、配慮を求められたりしたときは、できる限り力になるように心掛けましょう。負担が大きくてできない場合は、相手にきちんと説明して分かってもらうことが大切です。

### できることから始めよう

障がいのある人が困っているとき、「どうしたらいいか分からない」「私にはできないかもしれない」とためらう場面があるかもしれません。しかし、専門的な知識や経験がなくても簡単な援助をすることはできます。

困っているかどうか判断できないときでも、勇気を出して「何かお手伝いしましょうか?」と声を掛けてみてください。

障がいの程度はさまざまです。サポートの方法も状況によってさまざまですが、一人ひとりの声に耳をかたむけ、「その人」を知ることが、差別をなくす第一歩となります。

## 障がいのある人と連携した取り組み(令和4年度)

～幕別町では当事者や関係機関と連携し、さまざまな取り組みを行っています～

### 障がい者 職場体験事業

一般就労に向け、役場内にて職場体験の受け入れを行っています。今年度は5人の方に事務補助、洗車作業などを行っていただきました。



### 農福連携

働き手が不足する農業者と、働き場所を求める福祉事業所が、農作物の生産から販売まで幅広く連携し取り組んでいます。今年度はまくべつ農福まるしえを開催し、多くの方に来場していただきました。

関連:17ページ「まちのわだい」

### 中札内高等養護学校 幕別分校との連携

中札内高等養護学校幕別分校の授業の一環として、幕別町と連携し、町内の公共施設駐車場のライン引きや役場周辺の落ち葉拾い、町道のごみ拾いなどを実施しました。



## 障がいに関することなんでも相談してください

相談支援事業所は事業者としてのネットワークを生かし、障害者相談員の方は豊富な経験から、障がいのある人やその家族のさまざまな相談に応じています。不安や悩みなどを気軽に相談してください。

障がいのある人への虐待に気付いた人は、町の担当窓口に通報することが義務付けられています。虐待に気付いたら、すぐに連絡してください。

☎福祉課障がい福祉係 ☎54-6612

### ▶町内の相談支援事業所

事業所名	電話番号
ひまわりの家	☎54-66-4509
ミラータイム	☎54-66-4681
ひかり	☎54-67-1733
タッチあいあい	☎54-56-2452
笑心。	☎54-66-4741
幕別あすなる会	☎54-56-8901
基幹相談支援センター(福祉課障がい福祉係内)	☎54-54-6612

▶身体障害者相談員 佐藤 文子 ☎54-56-3635

▶知的障害者相談員 佐藤 恵子 ☎54-54-3077

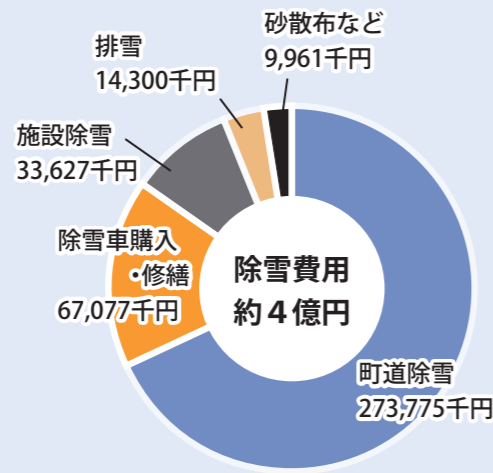


## 幕別町の除雪費用

(令和3年度決算)

**¥** 町民1人当たり  
約15,000円の負担

※除雪回数や除雪車の購入・修繕状況などにより、毎年の除雪費用は変動します。  
※令和3年度は幕別161cm、忠類275cmの降雪があり、幕別一斉除雪3回、忠類一斉除雪9回、郊外除雪7回、郊外吹込除雪14回、拡幅除雪12回、排雪7回、砂散布14回を行いました。



# 除雪をスムーズに進めるために

みなさんが利用する道路や公  
除雪作業を素早く安全に行う

共施設を少しでも早く除雪するため、町や民間の除雪車89台で除雪体制を整えています。  
ため、協力をお願いします。

### 除雪に関するお願い

- ① 宅地の雪を道路へ出さない
- ② 路上駐車をしない
- ③ 道路に障害物を置かない
- ④ 除雪車に近付かない
- ⑤ 道路付近の雪山で遊ばない
- ⑥ 玄関前や車庫前の雪は自分で除雪する
- ⑦ 屋根の雪は自分で処理する
- ⑧ 車を運転する場合は除雪車に注意する
- ⑨ 深夜や早朝の除雪作業音は我慢する
- ⑩ 除雪車への感謝の気持ちを忘れない

**道路への  
雪捨ては  
犯罪です**

自宅や店舗、事務所などの雪を道路に捨てる行為は、「道路交通法第76条第3項」や「道路法第43条第2号」に違反し、**1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる犯罪**です。  
交通妨害となるような道路への雪出しを見かけたら、警察に通報または土木課管理係(☎54-6622)に連絡してください。



### 雪捨て場のご案内



### 除雪に関する問い合わせ先

#### 【幕別・札内地区】

- ▶ 町道: 土木課管理係 (☎54-6622)
- ▶ 道道: 十勝総合振興局帯広建設管理部 (☎27-8727)
- ▶ 国道: 帯広開発建設部帯広道路事務所 (☎25-1250)

#### 【忠類地区】

- ▶ 町道: 忠類総合支所経済建設課建設管理係 (☎8-2111)
- ▶ 道道: 十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所 (☎6-3141)  
※道道幕別大樹線(駒島市街~旧忠類町界)、道道駒島更別線(駒島市街~更別村界)は十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所に問い合わせください。
- ▶ 国道: 帯広開発建設部広尾道路事務所 (☎2-3148)

## 雪は公園(街区公園)に捨てることができます

**ただし、公園内への機械での雪入れは禁止です!**

例年、機械での雪入れによる公園施設の破壊が多発しています。公園施設の破壊は、刑法第261条の「器物損壊等罪」に該当し、**3年以下の懲役または30万円以下の罰金もしくは科料に処せられる犯罪**となります。

また、機械を使用した雪入れは、雪解けの遅延の要因となりますので、絶対におやめください。

公園は、町民のみなさんの憩いの場であり、大切な財産です。マナーを守り、利用者や近隣住民に迷惑にならないよう利用してください。



#### 【注意!】

街区公園の管理は公区にお願いしています。公区によっては、雪捨てを禁止している場合がありますので、公区長に確認してください。

☎土木課公園整備係 (☎54-6622)



▲ 市内の公園にある柵の被害状況



# 新型コロナワクチン 接種のお知らせ

11/21 時点の接種状況  
○オミクロン株対応ワクチン  
12歳以上 4,202人(約20%)

接種を希望する方は、予約が必要です!! 予約は随時受け付けています。

## 【オミクロン株対応】12歳以上の1・2回目接種を終えた方

オミクロン株対応ワクチンは令和5年3月31日まで接種できますが、年内の接種を検討ください。  
2回目・3回目・4回目を8月までに接種した方には、すでに接種券を送付しています。それ以外の方には、12月以降、順次発送します。手元に接種券が届かない方は連絡ください。

### 実施会場（3回目・4回目・5回目）

※予約が必要です。接種予約時間までに会場へお越しください。

#### ●集団接種

会場	日 ち	時 間
保健福祉センター（新町122-1）	12/3(土)、12/10(土)	10:00～16:30
札内コミュニティプラザ （札内青葉町311-11）	12/4(日)、12/11(日)、12/18(日)	10:00～16:00
フクハラ若草店（札内若草町557-1）	12/7(水)、12/14(水)、12/21(水)	10:30～16:00

#### ●集団接種 （夜間）

会場	日 ち	時 間
フクハラ若草店 （札内若草町557-1）	12/2(金)、12/7(水)、12/9(金)、12/14(水)、 12/16(金)、12/21(水)、12/23(金)	19:00～20:30

#### ●個別接種

★医療機関への問い合わせはしないでください。

会場	曜日	時 間
緑町クリニック（緑町21-55）	月～土	月・水・木・金 10:00～10:30、14:30～16:00 火 15:00～16:30 土 10:00～10:30
	月～土	月～金 9:00～11:00、13:30～15:30 土 9:00～11:00
	月～金 第1・3土	月・金 11:30、16:00 火・木・土 11:30 水 11:30、16:00、17:30
十勝の杜病院（字千住193-4）	月～土	月～金 9:00～11:00、13:30～15:30 土 9:00～11:00
忠類診療所（忠類幸町11-1）	月～金 第1・3土	月・金 11:30、16:00 火・木・土 11:30 水 11:30、16:00、17:30

## 【従来型】12歳以上の1・2回目未接種の方

1・2回目未接種の方も、引き続き接種可能です。初回接種またはオミクロン株対応ワクチンで追加接種を希望する方は、年内に1・2回目接種を完了してください。1・2回目接種は、希望者の数を調整してからの実施となります。

## 【従来型】5～11歳の方

1・2回目未接種の方も、引き続き接種可能です。1・2回目接種を終えた方には、順次3回目の接種券を発送しています。予約は医療機関ではなく、インターネット、新型コロナワクチン相談コーナーへの電話または窓口来所で申し込みください。12歳の誕生日を迎えた方は、接種券を12歳以上用に交換する必要があります。希望する方は問い合わせください。

## 【従来型】6カ月～4歳の方

乳幼児ワクチンが承認され、乳幼児の接種も開始しています。接種を希望する方にのみ接種券を発送していますので、希望する方は問い合わせください。



## 接種の予約・問い合わせ



パソコン・スマートフォン(24時間受付)  
新型コロナワクチン接種予約受付サイト  
URL <https://jump.mrso.jp/016438>  
町ホームページからもアクセスできます。



電話（平日午前9時から午後5時）  
新型コロナワクチン相談コーナー  
0155-54-6615



窓口来所（平日午前9時から午後5時）  
新型コロナワクチン相談コーナー  
○幕別町役場1階（本町130番地1）  
○札内支所（札内青葉町311番地11）  
○ふれあいセンター福寿（忠類白銀町384番地10）

# 公区内の除雪・排雪対策に 「協働のまちづくり支援事業」を 活用ください

問・申 住民課住民活動支援係 ☎54-6602



「協働のまちづくり支援事業」では、公区の助け合い活動支援事業として、次のとおり公区やボランティア団体が行う各種事業に対し、交付金を交付しています。公区内の除雪・排雪対策に活用ください。  
事業の利用にあたっては、公区長またはボランティア団体から申請書と必要書類の提出が必要となります。

## (1) 雪かき支援

実施主体	公区・ボランティア団体
交付対象	高齢者の一人暮らし世帯、高齢者世帯、単身障がい者世帯などの除雪支援
交付率	除雪1戸につき5,000円(定額)
限度額	
留意事項	①公区住民自らが公区内において実施する除雪を対象とします。 ②除雪戸数は実戸数とします。

## (2) 雪堆積場確保

実施主体	公区
交付対象	市街地の空き地などへの雪捨て場確保に係る経費
交付率	1分の1(上限あり)
限度額	雪捨て場1カ所の面積 330平方メートル未満 10,000円 330～660平方メートル未満 15,000円 660平方メートル以上 20,000円
留意事項	①市街地内または市街地に隣接する私有地に設置する雪捨て場を対象とします。 ②4戸程度の住民が利用できる土地を選ぶこと。 ③対象とする経費は、土地の確保に係る額とします。 ④契約期間が満了した際は、清掃などを行い元の状態に戻すこと。

## (3) 地域内除雪機械導入

実施主体	公区・複数公区
交付対象	除雪機械・小型融雪機械導入に係る経費 ※公区内の通学路など歩行者安全確保のための除雪、近隣センター・忠類地区の公区会館の除雪への使用を目的としたもの。
交付率	1分の1(上限あり)
限度額	250,000円
留意事項	①1公区につき1台を限度とし、導入後10年以上使用すること。 ②導入した機械は、雪かき支援事業に使用することができます。

## (4) 地域内排雪

実施主体	公区
交付対象	公区内の道路・交差点の安全確保のための排雪に係る経費
交付率	2分の1(上限あり)
限度額	1メートルにつき500円 交差点のみ排雪する場合は、 3差路17,000円、4差路34,000円
留意事項	①市街地の排雪を対象とします。 ②同一路線または交差点の排雪に対する申請は、年度内1回を限度とします。 ③道路の排雪は、片側につき交差点を両端とする区間すべてを排雪した路線を対象とします。

## 明野ヶ丘・白銀台スキー場からのご案内

### ◆スキー場営業期間(予定)

12月20日(火)～3月15日(水)

※積雪状況により変動します。オープン・クローズ日、営業時間および休業日などの詳細は町スキー場ホームページで確認ください。

HP <http://makubetsu-ski.com/>



ホームページ

### ◆スキー場リフトの無料パス・割引

町内在住の中学生以下の子どもを対象に、両スキー場で利用できるリフトの無料パスを交付します。

#### 【小学生未満】

各スキー場のリフト券販売窓口で、申請書の提出と併せて年齢と住所が確認できる書類(保険証など)を提示ください。

【小・中学生】 各学校を通じて無料パスを交付します。

問 商工観光課観光係 ☎54-6606、地域振興課地域振興係 ☎8-2111



1人当たり5万円(国)+1万円(北海道)=6万円

## 低所得の世帯対象 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活支援を行うため、給付金を支給します。

**支給額** 児童1人当たり一律6万円

※北海道独自の給付金が創設されたため、本給付金(5万円)に1万円を上乗せして支給します。

### ひとり親世帯

#### ▶対象者

令和4年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童を養育するひとり親の方のうち、次の①から③のいずれかに該当する方

※ひとり親世帯以外の子育て世帯分の給付金がすでに支給されている場合は、対象外です。

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方  
※対象者にはすでに支給済みです。
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

#### ▶申請方法

申請者の世帯の状況によって、必要な申請書・添付書類が異なります。申請前に子ども課子ども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

#### ▶支給時期

申請内容を確認後、北海道から指定口座に可能な限り速やかに支給します。

**申請期限** 令和5年2月28日(火)

☎子ども課子ども支援係(☎54-6621) [HP https://www.town.makubetsu.lg.jp/kenkou/news/2022-0601-1039-47.html](https://www.town.makubetsu.lg.jp/kenkou/news/2022-0601-1039-47.html)

### ひとり親世帯以外の子育て世帯

#### ▶対象者

①、②の両方に該当する方

※ひとり親世帯分の給付金がすでに支給されている場合は、対象外です。

- ①令和4年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童を養育する父母等  
※令和5年2月末までに生まれた新生児も対象になります。
- ②令和4年度住民税(均等割)が非課税(※未申告の場合は対象外)の世帯または令和4年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯

#### ▶申請方法

申請前に子ども課子ども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

※対象者のうち、令和4年4月分以降の児童手当(公務員を除く)または特別児童扶養手当を受給している、令和4年度の住民税(均等割)が非課税の方は、申請不要で受給できます。

#### ▶支給時期

申請内容を確認後、幕別町から指定口座に可能な限り速やかに支給します。申請不要の対象者には、随時支給します。

**申請期限** 令和5年2月28日(火)

※新生児の場合は、令和5年3月15日(水)



町ホームページ

## 幕別町牛乳消費拡大キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響による生乳の需要低迷により、北海道では生乳生産の出荷調整が行われています。また、物価高騰による値上げの影響により、牛乳消費の低下が見込まれます。私たちが普段より牛乳を多く飲んで、酪農家のみなさんを応援しましょう。

JA幕別町賞 JAさつない賞 JA忠類賞

特別賞(牛乳贈答券10枚)

抽選で各賞10人、総勢40人に幕別町の農畜産物などが当たります!

### 応募方法

▶応募期間 12月19日(月)~1月18日(水)

窓口は午前8時45分から午後5時30分までの開庁日

▶応募できる牛乳パック

- ①1ℓの牛乳パック(5枚1口) ※商品により900mlも可
- ②賞味期限、消費期限が令和4年12月1日以降
- ③牛乳パックに記載されている「種類別名称」が牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳のいずれか

▶景品の抽選

当選発表は、商品の発送をもって代えさせていただきます。

対町内在住の方

☎農林課、札内支所、忠類総合支所経済建設課

☎ゆとりみらい21推進協議会事務局(☎54-6605・農林課畜産係)

①牛乳を5本飲んで、酪農家を応援しよう!

②牛乳贈答券をもらおう!  
牛乳パックを広げて洗浄・乾燥させ、5枚1口として農林課、札内支所、忠類総合支所経済建設課に持参し、その場で牛乳贈答券を1枚もらう。(先着1,500人)

③応募用紙に記入しよう!  
窓口へ備え付けの応募用紙に住所、氏名、生年月日、電話番号を記入する。

④抽選で景品が当たる!  
後日、抽選で農畜産物、牛乳贈答券が総勢40人に当たる。



## 水道料金負担軽減対策支援事業

原油価格や物価高騰の影響による負担軽減対策支援を、次のとおり実施しています。

### 水道料金の基本料金を無料とします

事業者を含めた幕別町との水道契約者を対象に、水道料金のうち基本料金を6カ月間無料としています。

#### ▶対象期間と対象料金

令和4年9月検針分料金から令和5年2月検針分料金のうち基本料金6カ月分

#### ▶対象者

対象期間に町の水道または簡易水道を契約している方(公的な施設を除く。)

### 幕別町給水区域外水道料金及び井水助成金

幕別町との水道契約者以外の方に対し、助成金を交付します。

次に記載する助成金の交付を受けようとする方は、申請書を提出してください。

#### ▶対象者

申請日時点において、幕別町に住所がある方または事務所などがある事業者であって、令和4年9月から令和5年2月までの期間において、次のいずれかに該当する方

- ①幕別町以外の水道事業者から給水を受けている方
- ②専用水道※のみを使用している方
- ③井水のみを使用している方

※専用水道とは、自家用水道(自己水源など)のうち、給水対象者が100人を超えるなどの水道施設をいいます。

#### ▶助成金額(1カ月当たり)

- ①・②が対象となる方…399円
- ③が対象となる方……上水道区域の場合350円  
簡易水道区域の場合399円

#### ▶助成金の対象期間

令和4年9月から令和5年2月までの6カ月間

#### ▶申請について

##### 申請期間

令和5年2月22日(水)~3月8日(水)

##### 申請窓口

水道課庶務係、忠類総合支所経済建設課、札内支所、糠内出張所

##### 申請書類

幕別町給水区域外水道料金及び井水助成金交付申請書  
詳しくはホームページをご覧ください。

☎水道課庶務係(☎54-6624)

## まくべつ本町歯科

■育成プロジェクトを開始します~ご興味がある方はぜひお問い合わせください■

現在、十勝の歯科医療は患者様の高齢化による患者数の増加ならびに歯科医師や従事するスタッフの高齢化により十分な歯科医療が受けられない方が増えてきています。先日、とある方から「今通っている歯医者さんが1カ月に一度しか予約が取れません。これで治りますか?」という質問をいただきました。現状このようなケースは増えてきています。当院では、少しでも多くの方が少しでも早く、そしてながくおいしく食べられるよう、皆様のニーズにお応えするため医院を拡大してきました

そこでとりわけ苦勞するのが「人材の確保」です。特に、歯周病治療・予防の専門家「歯科衛生士」は大変少なく、歯科衛生士がいない歯医者も多くあります。おかげさまで当院は多くの歯科衛生士に勤務していただき、「高度な歯周病治療・予防」をご提供させていただいている状況ではありますが、十勝に勤務される歯科衛生士さんは大変少ない現状の中(衛生士学校を卒業後は札幌など都会に出たい方が多く)、当院においても今後もながく高度な医療を安定供給すること考えた際、人材確保は必須の課題と考えています

そこで当院では、「衛生士になりたい。歯科医療の現場で活躍したい」という方をサポートし、一人でも多くの方々のお口の健康に寄与できるよう、**衛生士学校の学費(300万円相当)を全額補助**し、私達の歯科医療と一緒にサポートしていただける人材育成を行うことにしました

「将来、歯科衛生士として歯科医療の現場で働きたい」という方、あるいはご家族の方などがいましたら、お気軽にご相談ください

診療科目: 歯科・小児歯科・口腔外科・矯正歯科

他診療内容: 予防歯科(クリーニング等)・インプラント(自費診療17万~23万)・訪問・高齢者歯科、審美歯科

	月	火	水	木	金	土
9:30~13:00	○	○	○	○	○	○
14:30~19:00	○	○	○	○	○	午後休診

当院は保険内診療を前提に治療いたします  
新患・急患等即日、予約外受付対応しています

お口の中のお困りごとがありましたら、お気軽にお電話下さい

お問い合わせ: 幕別町本町79番地3

TEL: 0155-66-8888



# 「図柄入りご当地ナンバープレート」の導入に向けて ～18町村で「十勝」ナンバーの導入を目指します～

十勝管内の帯広市を除く18町村では、十勝ブランドの更なる知名度向上を図り、地域振興や観光振興に活用するため、「十勝（とかち）」ナンバーの導入を検討してきました。

10月に18町村で実施した住民アンケートでは、回答者の70%以上がご当地ナンバーの導入に賛同する結果でした。

11月7日に開催された十勝町村会臨時総会において、住民アンケートの結果および国土交通省の要綱で示された地域名表示の基準に照らして協議した結果、幕別町を含む十勝管内18町村で、「十勝」ナンバーの導入を目指すことになりました。

導入地域では、令和7年5月以降、新規・移転・変更登録する車から、順次、ご当地ナンバープレートが交付される予定です。

（「帯広」ナンバーを選択することはできなくなります。）

なお、令和5年度には、ナンバープレートの図柄を複数案示し、改めてみなさんの意向を調査し、選定を行う予定です。

イメージ



## ▶住民アンケートの結果

【単位：人】

町村名	調査数	回答者数 ( )は回収率	回答(ナンバーの地域名の希望)			
			漢字で 「十勝」	ひらがなで 「とかち」	現行のまま 「帯広」	その他
幕別町	950	338 (35.6%)	128 (37.9%)	113 (33.4%)	92 (27.2%)	5 (1.5%)
18町村合計	15,923	5,191 (32.6%)	1,848 (35.6%)	1,858 (35.8%)	1,309 (25.2%)	137 (2.6%)

3,706人(71.4%)

## ▶地域名表示に関する国土交通省の基準

- ① 行政区域や旧国名などの地理的名称であり、当該地域を表す名称としてふさわしい名称であること。
- ② 読みやすく覚えやすいものであるとともに、既存の地域名表示の名称と類似し混同を起こすものではないこと。
- ③ ナンバープレートに表示された際に十分視認性が確保されるよう、原則として漢字とし、文字数は2文字までであること。  
やむを得ない場合であっても、漢字またはひらがなとし、文字数は最大で4文字までであること。

## ▶今後の予定

- ・令和5年3月 導入申込書を提出  
(北海道→北海道運輸局→国土交通省)
- ・7月～9月 ご当地ナンバーの名称を決定  
(国土交通省)
- ・11月～12月 図柄デザイン提案書を提出
- ・令和6年度 デザイン決定(国土交通省)
- ・令和7年5月 新ナンバープレートの交付開始  
※新規に「帯広」ナンバーは取得できなくなります。

問 防災環境課交通防犯係 (☎)54-6601

**屋根のお悩みご相談ください!!**

屋根張替工事  
雨漏り・すが漏り修理  
雨樋・雪止金具取付など

お見積無料  
地元一筋  
70年

有限会社 田中板金工業所  
幕別町札内中央町394-3  
まずはお電話を(0155)56-2218  
FAX (0155)56-3959  
E-mail:tanakarooftworks@gmail.com

**悩む前にまず電話!**

ゴミの片付け・大型ゴミ・不用品処理  
草刈り・枝切り・剪定・伐採  
引越し・除雪・排雪・ハチの巣駆除  
お困り事、なんでもご相談下さい!

かたやま便利サービス  
札内青葉町19-6  
電話0155(56)8001

有料広告

# 環境に配慮した持続可能な農業

問 農林課農政係 (☎)54-6605

## みどりの食料システム戦略(令和3年5月策定 農林水産省)

～持続可能な食料システムの構築に向け、2050年までに目指す姿が掲げられました～

### ▶主な取り組み

- ・農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- ・低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬などの開発により化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減
- ・輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- ・耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大

### 幕別町の取り組み

近年、地球温暖化の影響やSDGs(持続可能な開発目標)など環境への意識の高まりを受けて、農業分野においても、有機栽培など環境に配慮した取り組みを行う農業者が全国的に増えてきています。また、こうした有機農産物や減農薬など環境に配慮した商品を選んで購入する消費者も徐々に多くなっています。

幕別町では、環境に配慮した持続可能な農業を推進するため、次の事業に取り組んでいます。

### ▶環境保全型農業直接支援対策事業

化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する取り組みと合わせて、有機農業や緑肥の作付けなど、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対し、取組面積に応じて助成します。

### ▶ふるさと土づくり支援事業

土地の生産性向上と農業経営の安定化を図るため、町内各農業協同組合と一体となって堆肥の切り返し作業や堆肥の購入、緑肥種子購入経費の一部を助成します。

平成18年12月8日に「有機農業の推進に関する法律」が成立しました。平成28年、その10周年目を記念して12月8日を「有機農業の日」として制定し、毎年、有機農業の普及に関する取り組みが全国各地で行われています。

町内には有機農業という農業や化学肥料に頼らない農業を実践する生産者がいます。今回、SDGsの活動に取り組んでいる幕別清陵高校の生徒のみなさんと一緒に、有機農業に取り組む小笠原農園取材してきました!

12月8日は  
有機農業の日



### 【小笠原農園(小笠原保代表)】

有機栽培とは化学肥料や化学合成農薬に頼らず、自然にある有機物や土壌内にいる微生物を活かした「循環」を意識した作物づくりで、畑(土)への負荷をできる限り低減した農業生産方法です。これからの未来を担う子どもたちのために、自然環境を守り、持続可能な農業を目指しています。

## 幕別清陵高校の生徒のみなさんの感想

有機栽培について知ること、身の回りの食の安全性について考えるきっかけになりました。

単に化学肥料を使わないということだけでなく、土づくりの大変さや自然保護の観点もあることを学び、その影響で収穫量が少なく、労力がかかり、コストが高くなることを知りました。

それでも健康のことや自然のことを考えてくれている生産者さんの想いを聞き、私たち消費者ももっと色々なことを知らなければいけないと感じ、有機野菜を手取ることで、有機栽培に取り組んでいる生産者さんを応援することができるのではと感じました。



問 問い合わせ 申 申し込み HD ホームページ ※【市外局番】☎0155 ☎01558